

## 熊本県監査委員公告第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、平成29年7月10日及び7月11日に実施した監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年1月5日

熊本県監査委員 豊田 祐一

同 竹中 潮

- 1 監査対象機関 議会事務局
- 2 監査対象 政務活動費
- 3 監査対象期間 平成28年度
- 4 監査の主眼

地方自治法及び熊本県政務活動費の交付に関する条例等の規定に基づき交付された政務活動費が、その目的どおり適正に使用されているか検証するため、監査を実施した。

- 5 監査委員の除斥

監査委員城下広作及び監査委員池田和貴は、地方自治法第199条の2の規定に基づき、除斥した。

- 6 監査結果

支出の積算誤りなど軽微な事務処理上の課題が確認されたが、事務の執行についてはおおむね適正と認められた。